

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の九の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、十分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数</p> <p>三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数の、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数</p> <p>4 （略）</p>	<p>（第二種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の九の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数</p> <p>三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数の、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数</p> <p>4 （略）</p>